

# 環境活動レポート

期間：平成27年10月～平成28年9月

# rebirth

— Sanko-ryokka Company Profile —



山興緑化有限公司

発行：平成28年12月29日

## ～目次～

### はじめに

#### ①組織の概要

#### ②対象範囲(認証・登録範囲)、レポートの対象期間及び発行日

#### ③環境方針

#### ④環境目標

#### ⑤環境活動計画

#### ⑥環境目標の実績

#### ⑦環境活動計画の取組結果とその評価、次年度の取組内容

#### ⑧環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに

違反、訴訟の有無

#### ⑨代表者による全体評価と見直しの結果



私たちは、地域と地球の  
環境に配慮した事業者です



エコアクション21  
®環境省  
認証番号 0005535

## ごあいさつ



弊社は昭和52年に、木材チップ生産工場から排出されるバーク(木皮)の堆肥化(バーク堆肥)を目的に設立しました。

従来、焼却か捨てるしかなかったバークを、県内でいち早く堆肥化に向けて取り組み、再生利用・再資源化・減量化、そして土壌改良材としてリサイクルに取り組んで参りました。

公共土木工事あるいは木材工場から排出される枝葉、根株、木皮、建築廃材等木くずの廃棄物をお引取りして堆肥化する為に、平成12年に島根県の廃棄物処分業を取得。廃棄物収集運搬業におきましては、島根県をはじめ、鳥取県、広島県、山口県でも取得し、近県からのご要望にも対応しております。

また、未利用資源を有効活用するという国の大きな方針の中、大型木材破砕機・切削機を積極的に導入し、地域材を有効活用するバイオマス燃料供給にも力を入れております。

長年培って参りました堆肥製造技術をはじめ、総合的なノウハウと技術を結集し、循環型社会の構築の一助として当社の技術が貢献できれば幸いかと存じます。

山 興 緑 化 有 限 会 社

代表取締役 河村 健司





## ①組織の概要

### 1. 事業所名及び代表者名

山興緑化有限会社 代表取締役 河村健司

### 2. 所在地

【本社】〒696-1135 島根県邑智郡美郷町小松地 320 番地  
【中間処理施設】 島根県邑智郡美郷町小松地 316-4 (小松地工場)  
【収集運搬車駐車場】 島根県邑智郡美郷町小松地 316-4 (小松地工場)  
【浜原チップ工場】 島根県邑智郡美郷町浜原 358-1  
【資材置き場】 島根県邑智郡美郷町浜原 282  
【大田事業所】 島根県大田市波根町 907 番地

### 3. 環境管理責任者及び担当者連絡先

【環境管理責任者】 吉田博之（常務取締役）  
【環境事務局】 龍岩和則（経理課課長）  
木川裕美（総務課課長）

| 連 絡 先    |                       |
|----------|-----------------------|
| TEL :    | 0855-77-0035          |
| FAX :    | 0855-77-0135          |
| e-mail : | info@sanko-ryokka.com |

### 4. 事業の規模

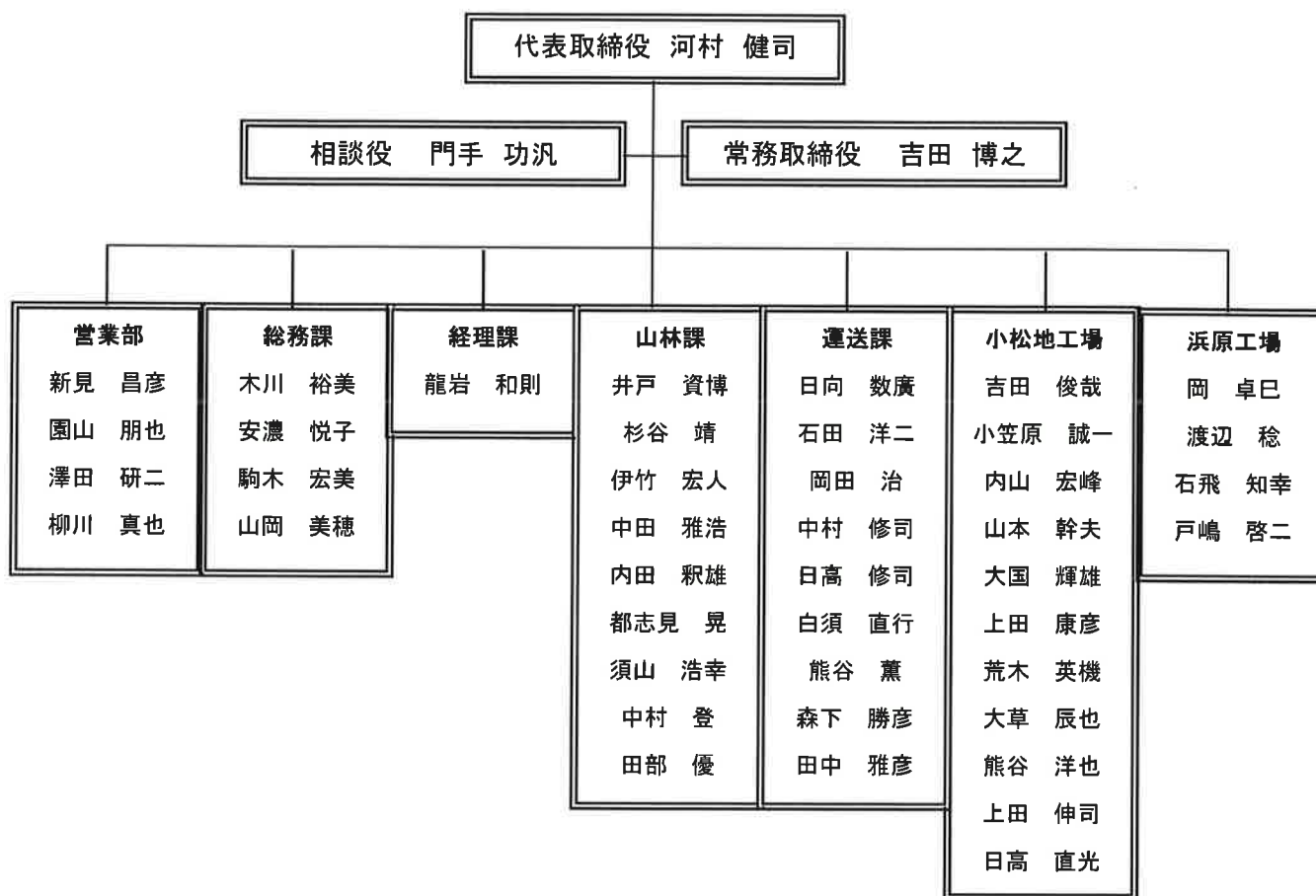
|       |                             |
|-------|-----------------------------|
| 設 立   | 昭和 52 年 4 月 1 日             |
| 資 本 金 | 4,000 万円                    |
| 従業員数  | 43 名（平成 28 年 9 月 30 日現在）    |
| 売 上 高 | 760,461 千円（平成 28 年 9 月末決算）  |
| 敷地面積  | 本社 169m <sup>2</sup>        |
|       | 小松地工場 36,665m <sup>2</sup>  |
|       | 浜原事務所 229m <sup>2</sup>     |
|       | 浜原チップ工場 4,140m <sup>2</sup> |
|       | 資材置き場 5,433m <sup>2</sup>   |
|       | 大田事業所 7,142m <sup>2</sup>   |

### 5. 社員数

|        | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|--------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 社員数（人） | 36       | 36       | 36       | 45       | 44       |

注）社員数は代表者を含む年度末の人数

# 7. 組織図 （平成 28 年 9 月末現在）



平成 28 年度救急法講習会



## 8. 事業内容

### (1) 事業範囲

パーク堆肥の製造販売、山林伐採造材及び集積作業、産業廃棄物収集運搬業及び処分業、一般廃棄物収集運搬業及び処分業、パルプ用チップ製造販売

### (2) 許可の内容

#### 島根県産業廃棄物収集運搬業

|          |                                                           |
|----------|-----------------------------------------------------------|
| 事業の区分    | 積替え・保管行為を含まない                                             |
| 産業廃棄物の種類 | 汚泥、木くず、家畜ふん尿 以上 3 品目、石綿含有産業廃棄物であるものを除き、特別管理産業廃棄物であるものを除く。 |
| 許可番号     | 3200065599                                                |
| 許可取得年月日  | 平成 28 年 11 月 24 日                                         |
| 許可有効年月日  | 平成 35 年 11 月 23 日(優良事業者認定)                                |
| 許可の条件    | 特記事項なし                                                    |

#### 鳥取県産業廃棄物収集運搬業

|          |                                                                      |
|----------|----------------------------------------------------------------------|
| 事業の区分    | 積替え・保管行為を含まない                                                        |
| 産業廃棄物の種類 | 汚泥、木くず、動物のふん尿 以上 3 品目、いずれも特別管理産業廃棄物及び石綿含有産業廃棄物であるものを除き、いずれも積替え保管を除く。 |
| 許可番号     | 3104065599                                                           |
| 許可取得年月日  | 平成 27 年 3 月 18 日                                                     |
| 許可有効年月日  | 平成 34 年 3 月 17 日(優良事業者認定)                                            |
| 許可の条件    | 特記事項なし                                                               |

#### 広島県産業廃棄物収集運搬業

|          |                                                                  |
|----------|------------------------------------------------------------------|
| 事業の区分    | 積替え・保管行為を含まない                                                    |
| 産業廃棄物の種類 | 汚泥、木くず及び動物のふん尿(これらのうち判定基準に適合しないもの、石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。) |
| 許可番号     | 3400065599                                                       |
| 許可取得年月日  | 平成 28 年 3 月 30 日                                                 |
| 許可有効年月日  | 平成 35 年 3 月 29 日(優良事業者認定)                                        |
| 許可の条件    | 特記事項なし                                                           |

#### 山口県産業廃棄物収集運搬業

|          |                                                  |
|----------|--------------------------------------------------|
| 事業の区分    | 積替え・保管行為を除く。                                     |
| 産業廃棄物の種類 | 木くず(これらのうち、石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)以上 1 種類 |
| 許可番号     | 3500065599                                       |
| 許可取得年月日  | 平成 28 年 4 月 20 日                                 |
| 許可有効年月日  | 平成 33 年 4 月 19 日(優良事業者認定)                        |
| 許可の条件    | 特記事項なし                                           |



### 島根県産業廃棄物処分業

|          |                                                                                      |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 産業廃棄物の種類 | 破砕:木くず<br>堆肥再生:木くず、汚泥(有機物汚泥に限る)、家畜ふん尿 以上3品目、<br>石綿含有産業廃棄物であるものを除き、特別管理産業廃棄物であるものを除く。 |
| 許可番号     | 3400065599                                                                           |
| 許可取得年月日  | 平成29年1月19日                                                                           |
| 許可有効年月日  | 平成36年1月18日(優良事業者認定)                                                                  |
| 許可の条件    | 生活環境保全上支障のある場所では出張破砕を行わない事。                                                          |

### (3) 施設等の状況

#### 破砕施設2

|               |                                                      |
|---------------|------------------------------------------------------|
| 施設の種類         | 木くずの破砕施設(移動式)                                        |
| 設置の場所         | 島根県内全域                                               |
| 設置位置          | 邑智郡美郷町小松地316番地4外(基地破砕)及び島根県内産業廃棄物排出事業場(出張破砕)         |
| 設置年月日         | 平成12年7月19日                                           |
| 処理能力          | 128t/時間、8時間稼働、1,024t/日                               |
| 設置許可年月日及び許可番号 | 平成14年3月29日、廃第31号の58(届出受理)<br>平成20年8月7日、廃第29号の2(変更許可) |

#### 破砕施設3

|               |                                              |
|---------------|----------------------------------------------|
| 施設の種類         | 木くずの破砕施設(移動式)                                |
| 設置の場所         | 島根県内全域                                       |
| 設置位置          | 邑智郡美郷町小松地316番地4外(基地破砕)及び島根県内産業廃棄物排出事業場(出張破砕) |
| 設置年月日         | 平成21年4月28日                                   |
| 処理能力          | 128t/時間、8時間稼働、1,024t/日                       |
| 設置許可年月日及び許可番号 | 平成20年8月7日、廃第28号<br>平成21年2月18日、廃第29号の5(変更許可)  |

#### 破砕施設4

|               |                                                |
|---------------|------------------------------------------------|
| 施設の種類         | 木くずの破砕施設(移動式)                                  |
| 設置の場所         | 島根県内全域                                         |
| 設置位置          | 邑智郡美郷町小松地316番地4外(基地破砕)及び島根県内産業廃棄物排出事業場(出張破砕)   |
| 設置年月日         | 平成21年4月28日                                     |
| 処理能力          | 128t/時間、8時間稼働、1,024t/日                         |
| 設置許可年月日及び許可番号 | 平成21年2月18日、廃第28号の6<br>平成23年2月21日、廃第29号の4(変更許可) |

#### 破碎施設5

|               |                                                  |
|---------------|--------------------------------------------------|
| 施設の種類         | 木くずの破碎施設(移動式)                                    |
| 設置の場所         | 島根県内全域                                           |
| 設置位置          | 邑智郡美郷町小松地 316 番地 4 外(基地破碎)及び島根県内産業廃棄物排出事業場(出張破碎) |
| 設置年月日         | 平成 24 年 2 月 10 日                                 |
| 処理能力          | 10t／時間、8 時間稼働、80t／日                              |
| 設置許可年月日及び許可番号 | 平成 24 年 2 月 10 日、廃第 28 号の 3                      |

#### 堆肥化施設2

|               |                        |
|---------------|------------------------|
| 施設の種類         | 堆肥化施設                  |
| 処理する廃棄物の種類    | 木くず、汚泥(有機物汚泥に限る)、家畜ふん尿 |
| 設置場所          | 邑智郡美郷町小松地 316 番地 4 外   |
| 設置年月日         | 平成 20 年 8 月 5 日        |
| 処理能力          | 50t／日                  |
| 設置許可年月日及び許可番号 | 許可対象外                  |



バイオマス燃料用  
木質チップの搬入  
(しまね森林発電)



### 一般廃棄物処分業

|                  |                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 業の区分             | 一般廃棄物処分業                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 許可の区分            | 一般廃棄物処分業における廃棄物処理及び収集運搬                                                                                                                                                                                                                                          |
| 許可の期間            | 平成 27 年 10 月 1 日～平成 29 年 9 月 30 日                                                                                                                                                                                                                                |
| 事業区域             | 美郷町全域                                                                                                                                                                                                                                                            |
| その他必要事項          | 1) 事業にあたっては廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守すること。<br>2) 事業を実施するにあたり、事業所周辺の生活環境及び廃棄物運搬の際の周囲の生活環境には十分な配慮を行うこと。<br>3) 申請された内容に変更が生じる場合は、速やかに変更許可申請を行う事。<br>4) 次の各号の一つに該当する時は、許可を取り消すことがある。<br>イ:廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条の 4 第 1 項の各号のいずれかに該当する時。<br>ロ:その他関係法令並びに、許可条件に違反したとき。 |
| 堆肥化施設 2          |                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 許可の年月日           | 平成 20 年 8 月 5 日                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 許可番号             | 廃第 1 号の 2                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 施設の種類及び処理する一般廃棄物 | ごみ処理施設(政令第 5 条第 1 項、一般廃棄物の堆肥化施設)<br>木くず、し尿汚泥                                                                                                                                                                                                                     |
| 設置場所             | 邑智郡美郷町小松地 316 番地 4 外                                                                                                                                                                                                                                             |
| 処理能力             | 51.25t/日(木くず:51.25t/日、し尿汚泥:16.01t/日)                                                                                                                                                                                                                             |
| 許可の条件            | 特記事項なし                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 留意事項             | ① 施設の設置にあたっては、各種関係法規を遵守すること。<br>② 計画内容に変更等があった場合は、速やかに連絡し、指示を受けること。<br>③ 施設の使用前検査を提出し、職員の検査を受けること。                                                                                                                                                               |

|                  |                                                                                                    |
|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 破碎施設 2           |                                                                                                    |
| 許可の年月日           | 平成 20 年 8 月 7 日                                                                                    |
| 許可番号             | 廃第 1 号の 4                                                                                          |
| 施設の種類及び処理する一般廃棄物 | ごみ処理施設(政令第 5 条第 1 項、一般廃棄物の堆肥化施設)<br>木くず 以上 1 品目、石綿含有一般廃棄物及び特別管理一般廃棄物であるものを除く                       |
| 設置場所             | 邑智郡美郷町小松地 316 番地 4 外                                                                               |
| 処理能力             | 128t/時間 8 時間稼働 1,024t/日                                                                            |
| 許可の条件            | 特記事項なし                                                                                             |
| 留意事項             | ① 施設の設置にあたっては、各種関係法規を遵守すること。<br>② 計画内容に変更等があった場合は、速やかに連絡し、指示を受けること。<br>③ 施設の使用前検査を提出し、職員の検査を受けること。 |



|                      |                                                                                                    |
|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 破碎施設 3               |                                                                                                    |
| 許可の年月日               | 平成 20 年 8 月 7 日                                                                                    |
| 許可番号                 | 廃第 1 号の 5                                                                                          |
| 施設の種類及び処理<br>する一般廃棄物 | ごみ処理施設(政令第 5 条第 1 項、一般廃棄物の堆肥化施設)<br>木くず 以上 1 品目、石綿含有一般廃棄物及び特別管理一般廃棄物であるものを除く                       |
| 設置場所                 | 邑智郡美郷町小松地 316 番地 4 外                                                                               |
| 処理能力                 | 128t/時間 8 時間稼働 1,024t/日                                                                            |
| 許可の条件                | 特記事項なし                                                                                             |
| 留意事項                 | ① 施設の設置にあたっては、各種関係法規を遵守すること。<br>② 計画内容に変更等があった場合は、速やかに連絡し、指示を受けること。<br>③ 施設の使用前検査を提出し、職員の検査を受けること。 |

|                      |                                                                                                    |
|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 破碎施設 4               |                                                                                                    |
| 許可の年月日               | 平成 23 年 2 月 21 日                                                                                   |
| 許可番号                 | 廃第 1 号の 2                                                                                          |
| 施設の種類及び処理<br>する一般廃棄物 | ごみ処理施設(政令第 5 条第 1 項、一般廃棄物の堆肥化施設)<br>木くず 以上 1 品目、石綿含有一般廃棄物及び特別管理一般廃棄物であるものを除く                       |
| 設置場所                 | 邑智郡美郷町小松地 316 番地 4 外                                                                               |
| 処理能力                 | 128t/時間 8 時間稼働 1,024t/日                                                                            |
| 許可の条件                | 特記事項なし                                                                                             |
| 留意事項                 | ① 施設の設置にあたっては、各種関係法規を遵守すること。<br>② 計画内容に変更等があった場合は、速やかに連絡し、指示を受けること。<br>③ 施設の使用前検査を提出し、職員の検査を受けること。 |

|                   |                        |
|-------------------|------------------------|
| 堆肥化施設2            |                        |
| 施設の種類             | 堆肥化施設                  |
| 処理する廃棄物の<br>種類    | 木くず、汚泥(有機物汚泥に限る)、家畜ふん尿 |
| 設置場所              | 邑智郡美郷町小松地 316 番地 4 外   |
| 設置年月日             | 平成 20 年 8 月 5 日        |
| 処理能力              | 50t/日                  |
| 設置許可年月日及<br>び許可番号 | 許可対象外                  |





## (4) 処理実績

単位：t

| 収集運搬  | 平成 25 年<br>(H24. 10. 1～<br>H25. 9. 30) | 平成 26 年<br>(H25. 10. 1～<br>H26. 9. 30) | 平成 27 年<br>(H26. 10. 1～<br>H27. 9. 30) | 平成 28 年度<br>(H27. 10. 1～<br>H28. 9. 30) |
|-------|----------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|-----------------------------------------|
| 木くず   | 14,834                                 | 16,152                                 | 17,323                                 | 13,776                                  |
| 汚泥    | 0                                      | 0                                      | 0                                      | 0                                       |
| 家畜ふん尿 | 0                                      | 0                                      | 0                                      | 0                                       |
| 中間処理  | 平成 25 年<br>(H24. 10. 1～<br>H25. 9. 30) | 平成 26 年<br>(H25. 10. 1～<br>H26. 9. 30) | 平成 27 年<br>(H26. 10. 1～<br>H27. 9. 30) | 平成 28 年度<br>(H27. 10. 1～<br>H28. 9. 30) |
| 木くず   | 15,198                                 | 15,096                                 | 18,897                                 | 14,074                                  |
| 汚泥    | 739                                    | 888                                    | 873                                    | 886                                     |
| 家畜ふん尿 | 51                                     | 6,858                                  | 6,833                                  | 5,098                                   |

## (5) 廃棄物処理料金

料金の提示：見積書による。現物、性状確認後見積書作成。

## (6) 運搬施設の保有状況

| 産業廃棄物運搬車両の種類 | 運搬品目         | 保有台数 | 最大積載量    |
|--------------|--------------|------|----------|
| ダンプ          | 木くず・家畜ふん尿・汚泥 | 1    | 2,000kg  |
| ダンプ          | 木くず・家畜ふん尿・汚泥 | 1    | 8,900kg  |
| ダンプ          | 木くず・家畜ふん尿・汚泥 | 1    | 9,400kg  |
| ウォーキングフロア    | 木くず・家畜ふん尿・汚泥 | 1    | 12,000kg |
| ウォーキングフロア    | 木くず・家畜ふん尿・汚泥 | 1    | 12,400kg |
| ダンプ(脱着コンテナ)  | 木くず・家畜ふん尿・汚泥 | 1    | 5,200kg  |
|              | 脱着コンテナ(10m3) | 11   | —        |
|              | 脱着コンテナ(8m3)  | 4    | —        |
| グラップル付トラック   | 木くず・家畜ふん尿・汚泥 | 1    | 8,200kg  |
| グラップル付トラック   | 木くず・家畜ふん尿・汚泥 | 1    | 7,300kg  |
| グラップル付トラック   | 木くず・家畜ふん尿・汚泥 | 1    | 7,800kg  |
| グラップル付トラック   | 木くず・家畜ふん尿・汚泥 | 1    | 7,600kg  |
| クレーン付トラック    | 木くず・家畜ふん尿・汚泥 | 1    | 3,150kg  |
| キャブオーバ(台車)   | 木くず          | 1    | 12,800kg |

## (7) 廃棄物の保管場所の状況

保管の上限量

・木くず(枝葉・根株・建築廃材等)

最大積み上げ高さ・・・5m

保管可能量・・・3,726.40m3

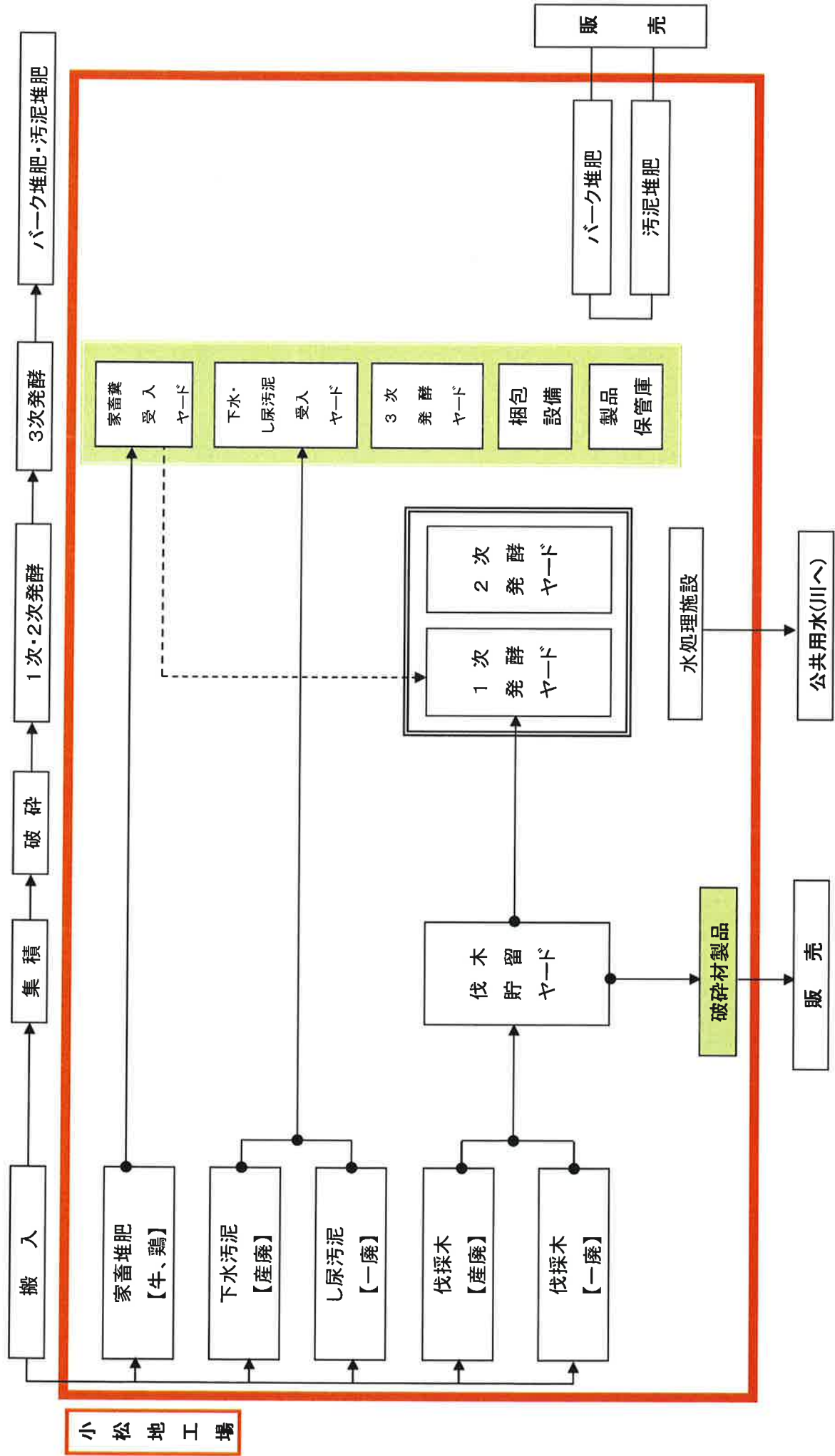
・木くず(破碎チップ)

最大積み上げ高さ・・・2.5m

保管可能量・・・208.33m3

[テキストを入力]

(8) 処理工程図



[テキストを入力]

(9) 沿革

|              |                                                  |
|--------------|--------------------------------------------------|
| 昭和 52 年 4 月  | 本社: 邑智郡邑智町浜原、工場: 邑智郡邑智町粕淵へ設立<br>資本金 4,000 万円     |
| 平成 2 年 4 月   | 三瓶堆肥化センターを 大田市三瓶町志学 1981-1 にて開設                  |
| 平成 10 年 10 月 | 樹木伐採・伐根リサイクルシステム確立                               |
| 平成 11 年 6 月  | 移動式破砕機導入(樹木リサイクラーHC2400AT)1 号機                   |
| 平成 11 年 11 月 | 島根県産業廃棄物収集運搬業許可                                  |
| 平成 12 年 1 月  | 島根県産業廃棄物処分業許可                                    |
| 平成 12 年 7 月  | 移動式破砕機導入(樹木リサイクラーHC2400AT)2 号機                   |
| 平成 12 年 9 月  | 本社を邑智郡美郷町粕淵 688 番地に移転                            |
| 平成 13 年 1 月  | 島根県木材業者登録                                        |
| 平成 16 年 3 月  | 自動袋詰機【小袋専用】導入                                    |
| 平成 16 年 8 月  | 移動式破砕機導入(樹木リサイクラーHC2410)3 号機                     |
| 平成 17 年 4 月  | しまねグリーン製品に認定(くにびき堆肥・くにびきソイル)                     |
| 平成 17 年 9 月  | 広島県産業廃棄物収集運搬業許可                                  |
| 平成 20 年 4 月  | しまねストップ温暖化宣言事業者登録                                |
| 平成 20 年 8 月  | 移動式破砕機導入(樹木リサイクラーHC2410)4 号機                     |
| 〃            | 一般廃棄物施設許可取得                                      |
| 平成 20 年 12 月 | 「しまね地球温暖化防止活動大賞 事業者部門 優秀賞」受賞                     |
| 平成 21 年 9 月  | 本社及び堆肥化工場を邑智郡美郷町小松地 320 番地に新設                    |
| 平成 21 年 9 月  | 工場新設に伴い、粕淵製造所、三瓶堆肥化センター、野間工場を閉鎖                  |
| 平成 22 年 1 月  | チームマイナス6%からチャレンジ25に移行                            |
| 平成 22 年 8 月  | エコアクション21認証・登録完了                                 |
| 平成 22 年 9 月  | 移動式破砕機老朽化のため廃止(樹木リサイクラーHC2400AT)1 号機             |
| 平成 22 年 11 月 | 移動式破砕機導入(樹木リサイクラーモバーク)5 号機                       |
| 平成 24 年 2 月  | 移動式破砕機(樹木リサイクラーモバーク)5 号機出張破砕許可取得                 |
| 平成 24 年 3 月  | バッテリー式フォークリフトを導入                                 |
| 平成 24 年 4 月  | 「しまね地球温暖化防止活動大賞 事業者部門 優秀賞」受賞                     |
| 平成 24 年 11 月 | 島根の農林水産業・農山漁村の持続的な発展に向けて取り組む「頑張っている<br>リーダー表彰」受賞 |
| 平成 24 年 11 月 | 全産廃連青年部企画・CSR2 プロジェクト「ぴりり部門」全国青年部協議会会長<br>賞受賞    |
| 平成 25 年 4 月  | 株式会社ジュンテンドー、取引開始                                 |

|              |                                            |
|--------------|--------------------------------------------|
| 平成 25 年 8 月  | 『三瓶桜の里づくり事業』参加                             |
| 平成 25 年 8 月  | 小松地工場、駐車場造成工事完了                            |
| 平成 25 年 9 月  | 「しまね地球温暖化防止活動大賞事業者部門 優秀賞」受賞(2 年連続 3 度目)    |
| 平成 25 年 11 月 | 優良産廃処理業者認定(島根県:収集運搬業、処分業)                  |
| 平成 25 年 11 月 | 本社会議室完成                                    |
| 平成 26 年 9 月  | 「しまね地球温暖化防止活動大賞事業者部門 大賞」受賞                 |
| 平成 26 年 11 月 | 木材チップパー機(ドップシュタット社製)を導入。デモを開催(来場人数 100 名)。 |
| 平成 27 年 1 月  | 広島市災害廃棄物処理業務 JV に参加(～平成 28 年 3 月終了)。       |
| 平成 27 年 3 月  | 優良産廃処理業者認定(鳥取県:収集運搬業)                      |
| 平成 28 年 3 月  | 優良産廃処理業者認定(広島県:収集運搬業)                      |
| 平成 28 年 4 月  | 山口県産業廃棄物収集運搬業許可取得                          |

## ②対象範囲 (認証・登録範囲)

### 対象事業所

- 【本社】〒696-1135 島根県邑智郡美郷町小松地 320 番地
- 【中間処理施設】 島根県邑智郡美郷町小松地 316-4 (小松地工場)
- 【収集運搬車駐車場】 島根県邑智郡美郷町小松地 316-4 (小松地工場)
- 【浜原チップ工場】 島根県邑智郡美郷町浜原 358-1
- 【資材置き場】 島根県邑智郡美郷町浜原 282
- 【大田事業所】 島根県大田市波根町 907 番地

### レポートの対象期間及び発行日

- ・対象期間 2015 年 10 月 1 日～2016 年 9 月 30 日
- ・発行日 2016 年 12 月 29 日



小松地工場



### ③環境方針

## 山興緑化 環境方針

### \* 基本理念

「再生、それは人と地球にやさしいリサイクル技術」

森で伐採されて私たちの生活に役立ってきた木材。

道路建設や土地造成など公共工事のために排出された伐採木。

これまでは焼却という手段で処理されてきました。しかしこれからは地球環境の為に、資源としてのリサイクル発想が求められています。

「土から生まれたものは、土にかえそう。」

この理念がある限り、更なる新発想で新たな可能性を追求していきます。

### \* 基本方針

当社は基本理念をもとに、関係法令を遵守し、次の事項を自主的且つ積極的に取り組むと共に、定期的な見直し、システムの継続的な改善を行います。

- 1、整理整頓をし、働きやすい環境を維持します。
- 2、エコドライブを実践し、省エネと排ガスの抑制に取り組みます。
- 3、事業活動に伴って生じる二酸化炭素排出量と排水量を削減します。
- 4、受託した産業廃棄物を適正に処理し、再生利用、再資源化、減量化し、リサイクルに取り組むとともに、自社から排出する廃棄物の減量に努めます。
- 5、地域社会の一員として、事業場周辺の清掃活動等を通して、地域社会の環境リーダーとして貢献に努めます。
- 6、グリーン購入について学習し、推進します。
- 7、化学物質は、慎重かつ適正に使用・保管します。
- 8、関連法令を遵守し、環境理念・環境方針の周知徹底で、確実に実践します。

### \* 営業目標

- ・ゆとりある営業活動を行い、エコドライブに努める。
- ・受託した産業廃棄物の処分・再資源化の仕組みを広めます。
- ・エコアクション 21 の取り組みを説明し、実践します。
- ・工場内のみならず、営業先、現場内でも再生利用を推進します。

環境方針策定日:平成 21 年 11 月 20 日

改訂日:平成 24 年 9 月 15 日

山興緑化有限公司

代表取締役 河村 健司



#### ④環境目標

| 項 目                                   | 削減対象         | 平成 26 年<br>(H25. 10～H26. 9) | 平成 27 年<br>(H26. 10～H27. 9) | 平成 28 年<br>(H27. 10～H28. 9) |
|---------------------------------------|--------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 二酸化炭素<br>排出量<br>(kg-CO <sub>2</sub> ) | 電気           | 166,697                     | 168,835                     | 172,599                     |
|                                       | 軽油           | 1,016,179                   | 1,158,646                   | 1,331,934                   |
|                                       | L P G        | 45                          | 69                          | 53                          |
|                                       | ガソリン         | 53,739                      | 59,395                      | 66,583                      |
|                                       | 灯油（重機用）      | 0                           | 0                           | 0                           |
|                                       | 灯油（暖房用）      | 1,146                       | 954                         | 760                         |
|                                       | 計            | 1,237,806                   | 1,387,899                   | 1,571,929                   |
| 廃棄物<br>排出量                            | 廃プラ<br>(kg)  | 10,860                      | 7,360                       | 6,490                       |
|                                       | 可燃ごみ<br>(kg) | 540                         | 490                         | 380                         |
|                                       | 不燃ごみ<br>(kg) | 10                          | 220                         | 70                          |
|                                       | し尿<br>(kg)   | 1,150                       | 830                         | 0                           |
| 排水量<br>(m <sup>3</sup> )              | 総排水量         | 408                         | 438                         | 298                         |

\* 電気の排出係数

平成 24 年度環境省公表の平成 23 年度中国電力(株)排出係数(0.657 kg- CO<sub>2</sub>/KWh)による

#### グリーン購入の今年度の目標

平成 29 年度 目標 グリーン購入商品購入率の目標購入率を 75%とする。

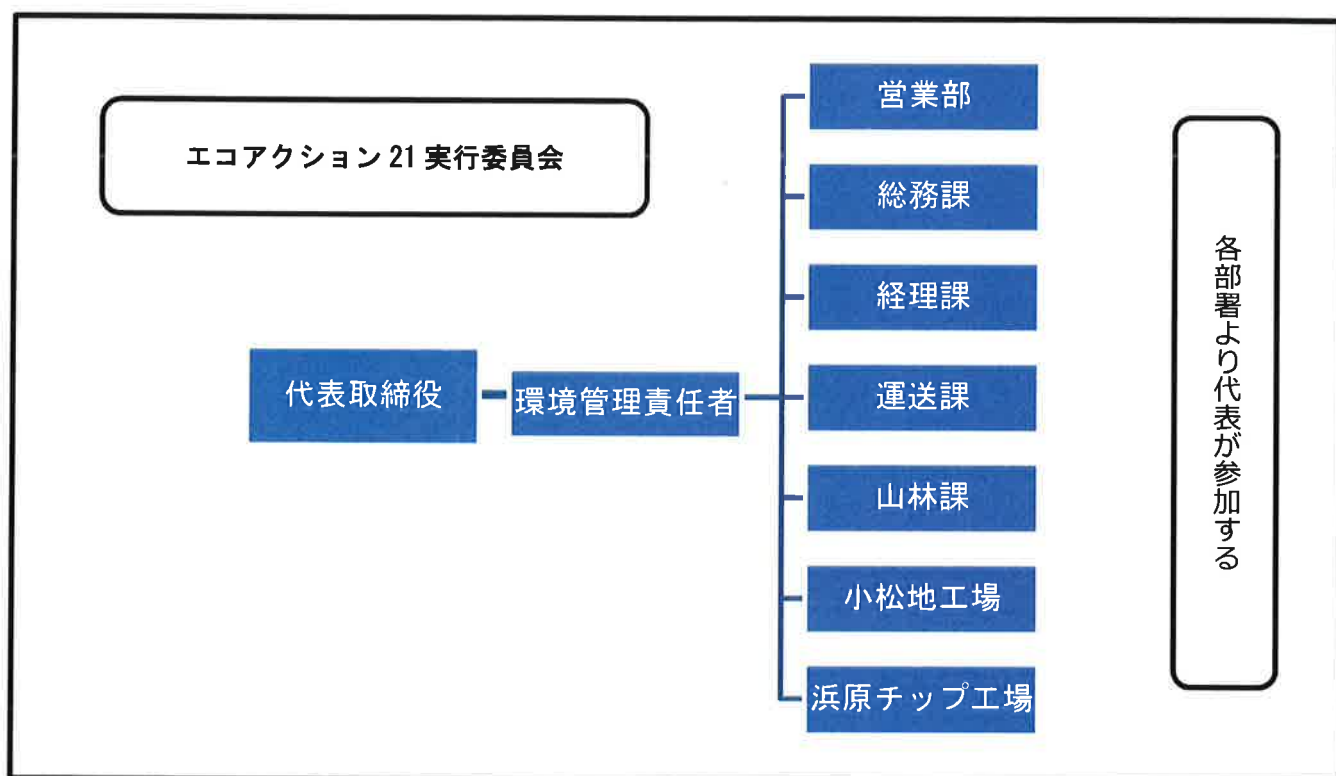
\* 備考 : 平成 28 年度は 70%



## ⑤環境活動計画

### 1. 組織体制について

当社の環境方針に基づき、環境管理責任者・事業所責任者・エコアクション21事務局及びエコアクション21実行委員会が中心となって、環境負荷削減活動を進めると共に、環境経営システムの定着及び環境に関して遵法及び継続的改善に取り組んだ。



|                           | 役割・責任・権限                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|---------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表者<br>代表取締役<br>河村健司      | <ul style="list-style-type: none"><li>・環境方針の策定、見直しを社員へ周知</li><li>・環境管理責任者の任命</li><li>・環境経営システムの実施に必要な人、設備、費用、時間、技能、技術者を準備</li><li>・環境経営マニュアルの作成・変更</li><li>・エコアクション21実行委員会へのオブザーバー参加</li><li>・環境経営システムの評価・見直し</li><li>・環境活動の評価と指摘・是正確認</li><li>・環境活動レポートの承認</li><li>・環境目標、環境活動計画書を承認</li></ul> |
| 環境管理責任者<br>常務取締役<br>吉田 博之 | <ul style="list-style-type: none"><li>・エコアクション21実行委員会の総括</li><li>・環境経営システムの構築、実施、管理</li><li>・環境関連法規等の取りまとめ表を承認</li><li>・環境目標、環境活動計画書を確認</li><li>・環境活動の取組結果を代表者へ報告</li><li>・環境活動レポートの確認</li><li>・エコアクション21実行委員の任命</li><li>・環境関連の外部コミュニケーションの窓口(初期対応、代表者への報告)</li></ul>                          |



|                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 環境事務局<br>経理課長<br>龍岩 和則<br>総務課長<br>木川 裕美                                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境管理責任者の補佐</li> <li>・エコアクション 21 実行委員会の事務局</li> <li>・環境活動レポートの編集責任者</li> <li>・月一度エコアクション 21 実行委員会の召集</li> <li>・環境負荷の自己チェック及び環境への取り組みの自己チェックの実施</li> <li>・環境目標、環境活動計画書原案及び予算案の作成</li> <li>・内部コミュニケーションの窓口</li> <li>・環境活動の実績集計</li> <li>・環境関連法規等取りまとめ表の作成</li> <li>・環境関連法規等取りまとめ表に基づく遵守評価の実施</li> <li>・環境活動レポートの作成、公開(事務所に備え付け及び HP での公開と地域事務局への送付)</li> <li>・産業廃棄物管理票交付状況報告書の作成(島根県)</li> </ul> |
| エコアクション 21<br>実行委員会<br>代表者・環境管理<br>責任者、事務局<br>各部門責任者                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月第 3 土曜日 15 時～17 時開催とし、環境管理責任者を議長に、エコアクション 21 の要求事項を満たす「環境経営システム」の構築、実施、管理及び進捗状況の調整と推進方法の提案、決議を行う。なお、オブザーバーである社長は意見を述べることができ、代表者は取組内容の評価、見直しを行うと共に各事項をその場で決定できる。</li> <li>・各部門より報告される問題点の是正及び予防措置の実施</li> <li>【推進委員】・重点目標の決定及び月二度程度の見回り</li> <li>・見回りチェックシートの記入及び発表</li> <li>・補佐人の指名 ・問題点の指摘及び是正措置の提案</li> </ul>                                                                             |
| 部門責任者<br>工場長 吉田 俊哉<br>主任 小笠原 誠一<br>営業課長 園山朋也<br>山林課長 井戸資博<br>運送課 日向数廣<br>浜原工場 岡 卓巳 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各事業・部署における環境管理に関する責任者</li> <li>・自部門における環境経営システムの実施</li> <li>・エコアクション 21 実行委員会への出席</li> <li>・自部門の従業員に対する教育訓練の実施</li> <li>・自部門における環境方針の周知</li> <li>・自部門に関連する環境活動計画の実施及び達成状況の報告</li> <li>・特定された項目の手順書作成及び運用管理</li> <li>・自部門の問題点の発見、是正、予防処置の実施</li> </ul>                                                                                                                                         |
| 全社員                                                                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境方針の理解と環境への取り組みの重要性を自覚</li> <li>・決められた事を守り、自主的、積極的に環境活動へ参加</li> <li>・エコアクション 21 補佐人に指名された時にはエコアクション 21 実行委員と共に社内及び工場内の見回り</li> <li>【補佐人】・推進委員の補佐役として 2 度の見回り</li> <li>・見回りチェックシートの記入及び発表</li> <li>・EA21 実行委員会への出席</li> <li>・問題点の是正及び予防措置の提案</li> <li>・決められた事を守り、自主的・積極的に活動に参加する</li> </ul>                                                                                                   |



毎年恒例 稚アユの放流 (H28.4)



## 2. 環境方針に基づく環境活動計画及び取組について

| 環境方針                                                                | 年度活動計画                                                                                                    | 具体的展開                                                                            |
|---------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| ①整理整頓をし、働きやすい環境を維持します。                                              | 月に2度、ea21実行委員会の推進委員及び補佐人がチェックを行う。                                                                         | 毎日の清掃活動。                                                                         |
| ②エコドライブを実践し、省エネと排ガスの抑制に取り組めます。                                      | エコドライブ講習会と安全運転講習会を年に一度開催。<br>空気圧のチェック。<br>必要ない物は積まない。                                                     | 毎月の燃費チェック。<br>昼休み時間の消灯及び使用していない場所の消灯の徹底。                                         |
| ③事業活動に伴って生じる二酸化炭素排出量と排水量を削減します。                                     | 資源ごみ（ダンボール・新聞・缶・ビンなど）の分別をしっかりとる。<br>シュレッダーを利用する等して減量化する。<br>年に一度の沈砂池の掃除。<br>毎月の水道使用量の記録。<br>エアコンの設定温度を守る。 | 優良産廃事業者にて認定されている処理業者へ委託する。<br>雨水タンクに溜まった水を利用する。<br><br>問題があった時は、原因究明及び適宜チェックを実施。 |
| ④受託した産業廃棄物を適正に処理し、再生利用、再資源化、減量化し、リサイクルに取り組むと共に、自社から排出する廃棄物の減量に努めます。 | 環境関連法規の講習会に参加する。                                                                                          | コピー用紙の裏面利用の徹底。<br>半期ごとにマニフェストと管理票を確認する。<br>排出事業者と委託契約書を締結する。                     |
| ⑤地域社会の一員として、事業場周辺の清掃活動等を通して、地域社会の環境リーダーとして貢献に努めます。                  | 年に1度、工場周辺の清掃活動を行う。                                                                                        | 全国一斉清掃に合わせて、工場近辺の草刈り及び缶拾いを行う。                                                    |
| ⑥グリーン購入について学習し、推進します。                                               | グリーン購入率を算出。                                                                                               | 社内消耗品におけるグリーン購入率を出す。                                                             |
| ⑦化学物質は、慎重かつ適正に使用・保管します。                                             | 保管庫の鍵のチェック。<br>使用簿の記入の徹底。                                                                                 | 使用量、在庫量を明確にしておく。                                                                 |
| ⑧関連法令遵守し、環境理念・環境方針の周知徹底で、確実に実践します。                                  | 年に一度、環境関連法規一覧表の項目を見直す。当社の排出している廃棄物の詳細を確認。                                                                 | 環境関連法規の講習会に参加する。現地立ち入り調査を行い確認する。                                                 |



## ⑥環境目標の実績

平成 27 年 10 月から平成 28 年 9 月にかけて、環境方針・環境活動計画に基づいて行った活動について、環境管理責任者による評価、目標の達成状況を以下に示します。

| 環境負荷<br>発生源          | 削減対象項目                  | 平成 27 年度実績値<br>(H26.10～H27.9) |                       | 削減目<br>標<br>割合 | 平成 28 年度<br>実績値 | 増減<br>割合 | 達成<br>状況 |
|----------------------|-------------------------|-------------------------------|-----------------------|----------------|-----------------|----------|----------|
| 電気                   | CO <sub>2</sub> 排出量(*1) | 168,835                       | kg-CO <sub>2</sub> /年 | 2%             | 172,599         | +2%      | ×        |
| 軽油                   | CO <sub>2</sub> 排出量     | 1,158,646                     | kg-CO <sub>2</sub> /年 | 2%             | 1,331,934       | +15%     | ×        |
| LPG                  | CO <sub>2</sub> 排出量     | 69                            | kg-CO <sub>2</sub> /年 | 0%             | 53              | △23%     | ○        |
| ガソリン                 | CO <sub>2</sub> 排出量     | 59,395                        | kg-CO <sub>2</sub> /年 | 2%             | 66,583          | +12%     | ×        |
| 灯油<br>(暖房用)          | CO <sub>2</sub> 排出量     | 954                           | kg-CO <sub>2</sub> /年 | 0%             | 760             | △20%     | ○        |
| CO <sub>2</sub> 排出量計 |                         | 1,387,899                     |                       |                | 1,571,929       | +13%     | ×        |
| 廃プラ                  | 重量                      | 7,360                         | kg/年                  | 1%             | 6,490           | △1<br>2% | ○        |
| 可燃ごみ                 | 重量                      | 490                           | kg/年                  | -              | 380             | △22%     | ○        |
| 不燃ごみ                 | 重量                      | 220                           | kg/年                  | -              | 70              | △68%     | ○        |
| 排水量                  | 重量                      | 438                           | kg/年                  | -              | 298             | △32%     | ○        |
| 受託した産業廃棄物<br>(木くず)   | リサイクル率100%<br>維持        | 18,897                        | t/年                   |                | 14,074          |          | ○        |
| 受託した産業廃棄物<br>(汚泥)    | リサイクル率100%<br>維持        | 873                           | t/年                   |                | 886             |          | ○        |
| 受託した産業廃棄物<br>(家畜糞尿)  | リサイクル率100%<br>維持        | 6,833                         | t/年                   |                | 5,098           |          | ○        |

\*1 電気実排出係数＝平成 24～27 年度は環境省公表の平成 23～24 年度中国電力(株)排出係数  
0.657 kg-CO<sub>2</sub>/KWhによる。(注)評価欄 ○:目標達成、△:目標やや未達、×:目標未達



## ⑦環境活動計画の取組結果とその評価、次年度の取組内容

達成区分 ○：目標達成 ×：目標未達

活動期間 2015年10月1日～2016年9月30日

| 主要な環境活動<br>の内容 | 目標        | 実績        | 達成<br>区分 | 取り組みの結果の評価<br>／次年度の取組                                                                   |
|----------------|-----------|-----------|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 電気<br>(Kg-Co2) | 163,458   | 172,599   | ×        | 気温に応じた暖気運転をする<br>等して節電努力していく。                                                           |
| ガソリン           | 1,193,680 | 66,583    | ×        | 業務が忙しくなればなるほど<br>達成が難しくなる傾向があ<br>る。ムダを見つけて改善して<br>いく。こちらも季節・気温に<br>応じた暖気運転等を行なって<br>いく。 |
| 軽油             |           | 1,331,934 |          |                                                                                         |
| 灯油（重機用）        |           | 0         |          |                                                                                         |
| L P G          | 69        | 53        | ○        | 効率よくガスの使用ができた<br>と思う。                                                                   |
| 灯油（暖房用）        | 954       | 760       | ○        | こまめなスイッチオンオフで<br>削減につながった。                                                              |
| 廃プラ<br>(kg)    | 7,286     | 6,490     | ○        | リサイクルしてくれる処分会<br>社に変更した。                                                                |
| 可燃ごみ<br>(kg)   | 545       | 490       | ○        | 分別をしっかりとった成果が表<br>れたと思う。                                                                |
| 不燃ごみ<br>(kg)   |           | 220       |          |                                                                                         |
| し尿<br>(kg)     | 830       | 0         | —        | 水洗トイレにしたので、発生し<br>なくなった。次年度からこの項<br>目は削除。                                               |
| 総排水量           | 434       | 298       | ○        | 雨水利用の効果が出ている<br>が、目標達成には至らなかつ<br>た。雨水タンクを増やす等工<br>夫していく。                                |



## ⑧環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無

### (1) 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果

平成 28 年 6 月に環境関連法規等の改正を調べ、法令が遵守されていることを確認しました。  
今後も環境関連法規等を遵守します。

### (2) 違反、訴訟等の有無

環境関連法規等の遵守状況をチェックしており、過去 3 年間、環境関連法規等への違反や訴訟はありません。

### (3) 外部からの環境に関する苦情や要望について

関係機関及び地域住民からの指摘、苦情、要望等は、ありませんでした。

天災等の緊急事態も考えられますので常に気を引き締め、有事に対応できるように連絡体制等を常に確認し備えます。

## ⑨代表者による全体評価と見直しの結果

(1) 見直し対象期間 : 2015 年 10 月 1 日～2016 年 9 月 30 日

(2) 見直し実施日 : 2016 年 12 月 29 日

### (3) 見直し結果（総括）

忙しくなればなるほど、電気、水道使用量、排出廃棄物が多くなる傾向があるが、その中でもみんなが努力して削減に取り組んでくれたと思う。

毎月の会議を有意義なものにし、これからも「自分たちのエコアクション」を行ってほしい。

山 興 緑 化 有 限 会 社

代表取締役 河村 健司

## 環境に関すること



### しまね地球温暖化防止活動大賞「大賞」受賞



しまね地球温暖化防止活動大賞とは、島根の豊かな環境を守り育むとともに、脱地球温暖化社会の実現を目指すことを目的に創設された表彰制度です。地球温暖化の防止に関し、先進的又は他の模範となる活動実績のあった家庭、事業者、学校等に対し、その実績を表彰する取り組みで平成19年より行われています。

当社では、「しまねストップ温暖化宣言」を行い、様々な活動によってCO2削減を目指しています。エコアクション21の認証登録もその一環です。

平成20年に初めて事業部門に応募し、優秀賞をいただきました。その後平成24年・25年にも続けて優秀賞をいただき、26年には大賞をいただきました。雨水利用活動、環境標語、植林事業、会社近辺に設置したソーラー照明塔設置、稚アユ放流事業等の地道な活動を評価していただけたものと思います。今後もますますリサイクルを推進して循環型社会の構築の一助となるよう、貢献してまいります。



### 表彰状

山興株式会社 殿

しまね地球温暖化防止活動大賞  
事業部門 優秀賞

貴社は、二酸化炭素の排出抑制に取り組み、その活動は先進的かつ他の模範となるものであります  
よってその実績を称えここに表彰します

平成20年12月13日

島根県地球温暖化対策協議会  
会長 吉川 通茂



### エコアクション21の認証・登録 取得について

当社は、社会環境貢献への一環としてエコアクション21に取り組んでいます。

エコアクション21は環境経営システム、環境への取組、環境報告の3要素がひとつに統合されたガイドラインであることから、環境への取組を総合的に進めることができるシステムです。

エコアクション21に取り組むことにより、環境への取組の推進だけでなく、光熱水費などの経費の削減や生産性・歩留まりの向上といった経営的な観点からの効果も期待できます。



エコアクション21  
認証・登録番号0005635



当社独自の活動としては、社内に『エコアクション21実行委員会』を設置し、毎月第3土曜日に定例会を行っています。活動内容を提案したり、ひと月の取り組みに対する反省を行い、取得して終わるのではなく、ステップアップを目指して社員が一丸となり取り組んでいます。

エコアクション21の取り組みと同時に、CSR活動も積極的に行っています。

## その他表彰

### \* 優良事業所表彰

一般社団法人 島根県産業廃棄物協会より表彰していただきました。

産業廃棄物処理業務に永年従事し、適正処理を行っていることが評価され、この度の受賞となりました。

当社は島根県、鳥取県、広島県の3県で『優良産廃処理業者認定』をうけています。

評価していただいたことを励みに、これからも実直に業務を行って参ります。



### \* ヘルス・マネジメント認定

島根県の『ヘルス・マネジメント認定事業所』の認定を受けました。この制度は、事業主が社員の健康増進に積極的に関与し、生産性向上による健全な経営を目指す「健康経営」を推進する事業所を認定されるものです。当社も平成29年2月に認定を受けました。

当社は平成28年12月より「勤務時間内禁煙」を推進実行しています。開始当初の喫煙率が65%でしたが、現在は45%となりました。『社員が健康で働き続けてくれることが会社にとっての財産である』という理念の健康経営。これからも社員ともしっかり向かい合い、健康について気配り目配りをしていきます。

認定証

山興緑化有限公司 様

貴社従業員の健康づくりへの積極的な取り組みに対し「ヘルス・マネジメント認定事業所」に認定したことを証します

平成29年2月10日

島根県知事 溝口善兵衛

全国健康保険協会 島根支部長 大塚 正明





## 稚アユ放流事業について

大好評で、毎年楽しみにしてくださっている方も多い「稚アユ放流事業」。2005年から毎年開催しています。口コミで年々参加してくださる方も増えています。今年も『きれいな川を守っていくので、大きくなって帰ってきてね。』という願いを込めて、町内を流れる早水川へ毎年約3000尾の稚アユの放流を行います。





## 各種講習会の開催・参加

### 機械整備講習会（小松地工場）

小松地工場で主に使用している、フォークリフトとタイヤショベルを中心に機械整備について講習会をしました。講師として、平素より修理でお世話になっている整備の方を招き、日常点検のポイントをご指導いただきました。



### みんなでつくる講習会

社員による社員のための社員が学ぶ講習会！教えるほうもツツコミを入れるほうも真剣です!(^^)!各部署が交代で講師役を担当します。『人に伝える』には自分がまず理解しないとできません。日々勉強です(^^)外部から専門の講師もお呼びしての講習会も行っています。



### 講習会参加

#### 美郷町バイオマス講座

時間外ですので参加者を募ったところ、77%の社員の参加がありました。美郷町の敷地面積の大半を占める山林。この町の貴重な資源を守りつつ有効利用していく方法を模索している弊社としましては、これだけ多くの社員が興味を持ち参加してくれたことを誇りに思います。弊社は美郷町の『バイオマスタウン構想』の一端を担っています。日々精進し、美郷町へ色々な提案ができるよう、みんなが一丸となって頑張っています。

エコアクション21産業廃棄物処理業者向けガイドライン説明会  
節電・省エネセミナー～節電・省エネ取り組みの着眼点～

…など自社関連のセミナーに積極的に参加しています！





## 地域とのつながり

「地域あつての我が社」という思いから、地元の皆様に愛される会社となるよう、日々社員教育を行っています。平素、狭い道を大型車が通るなど地域の皆様には大変ご協力をいただいています。日頃の感謝の気持ちを込め、毎年6月第1日曜日の「環境月間」の前に草刈りや道路のゴミ拾い等清掃作業を行っています。地元の皆さんからも、「なかなか手が回らないところの草刈りをしてもらえて助かりました」というお声も頂戴しました。今後も続けて参ります。



## 社有林植林事業について

事務所周辺の社有山林木が虫枯れになり荒れてきたので、社長の提案で植林整備をしました。当初メタセコイヤ、メーブルの二種類の苗木60本を植樹しましたが、年々増え続け、現在は130本の木がすくすくと育っています。整備するに当たり、社員、家族、関連会社に参加していただき、みんなで植樹をしました。お互いの交流を深めてもらいたいという事と、自然の大切さや共存についての理解を深めてもらいたいと思い毎年開催しています。今後も下草刈りや植林木の手入れを続けていきます。（H24年より継続中）





## 社員家族とのつながり

年に一度の「恵みの森」整備の後、社員・家族・関連会社の方々と『お楽しみ行事』を行っています。会社駐車場でバーベキューをしたり、近くにあってもなかなか行く事のない『世界遺産 石見銀山』の散策へ行ったり、『三瓶自然館サヒメル』の見学や三瓶の自然の中でのバーベキュー等、毎年趣向こらして、小さな子供さんにも喜んでもらえるよう企画しています。機械のデモも行っており会社の様子も見てもらえるので、家族の皆さんに業務内容を理解していただける機会だと思います。今後も定期的に行い、親睦を深めて参ります。





## \* 島根県産業廃棄物理解促進バスツアー

島根県では、県民の3R（スリーアール）を推進するため、産業廃棄物の発生抑制や循環利用、適正処理を行っているリサイクル施設等を訪問し、見学・意見交換を通じて循環型社会について理解を深めていただくことを目的としたバスツアーが毎年開催されます。平成27年10月23日、このツアーの見学コースに当社が選ばれ、約20名の方が参加されました。『リサイクル工場は汚い・臭いイメージが強かったが、あまりにもきれいで驚きました』という感想を多くいただきました。今後も積極的に見学を受け入れて、当社の取り組みをアピールしていきたいと思ひます。



## \* 環境教育及び職場体験受入れ

当社では、小学校・中学校・高等学校・島根県立農林大学校等様々な学校より見学や、体験の依頼があります。ご要望にはすべてお応えし、受け入れを行っています。当社の業務を知ってもらい、興味を持ってもらうことが大切だと思っています。





## \* バイオマス発電用燃料チップ供給について

平成27年度より、島根県にある二か所のバイオマス発電所が本格稼働したことに伴い、当社からもバイオマス発電用の燃料チップの供給をしています。現在、年間約11,000tの出荷を行っています。バイオマス燃料用チップを製造するにあたり、粕淵製造所の整備、小松地工場内の敷地整備をしました。また新たに大田に事業所を開設し、敷地整備、トラックスケールの設置をし、万全の態勢で木材受入の準備を致しました。これにより、お取引先様のご要望にもお応えしやすくなったと思います。今年は農林大学校より林業科卒業の生徒を1名採用しました。これからも農林大学校と連携していき、雇用を広げ、島根県の林業活性化にも貢献して参ります。



